

平成 30 年度  
厚生労働行政推進調査事業費  
障害者政策総合研究事業（身体・知的分野）

分担研究報告書

平成 23 年および平成 28 年「生活のしづらさなどに関する調査（厚生労働省）」  
における調査票の配布・回収状況の比較

研究分担者 北村 弥生（国立障害者リハビリテーションセンター研究所）  
研究分担者 今橋久美子（国立障害者リハビリテーションセンター研究所）  
研究分担者 岩谷 力（長野保健医療大学）  
研究代表者 飛松 好子（国立障害者リハビリテーションセンター）  
研究協力者 清野 絵（国立障害者リハビリテーションセンター研究所）  
研究協力者 山田 英樹（国立障害者リハビリテーションセンター研究所）  
研究協力者 米田 恵子（国立障害者リハビリテーションセンター研究所）

研究要旨：本研究では、平成 23 年と平成 28 年の「生活のしづらさなどに関する調査（厚生労働省）」（以下、23 年調査、28 年調査）における調査票の配布・回収状況に差があったか否かを明らかにすることを目的とした。担当部局より、配布・回収状況に関する 8 項目のデータの提供を受けて自治体ごとに分析した。その結果、23 年調査に比べて 28 年調査では、調査不能世帯率が 2 割以上増加した自治体（県・政令指定都市・中核都市）は 55.6%であったこと、県・政令指定都市・中核都市では目立たなかった配布・回収状況の幅が、市区町村では大きかったことが明らかになった。例えば、調査世帯員数に対する調査対象者の割合の幅は県・政令指定都市・中核都市では 1.4%～16.5%であったが、市区町村では 0～50%であった。また、調査不能世帯の割合の幅は県・政令指定都市・中核都市では 1.3%～79.9%であったが、市区町村では 0～97.5%であった。

調査対象者のうちの障害者手帳所持者の割合も市町村間で差が大きかった。身体障害者手帳所持率 0%は 34 市区町村（5%）、100%は 31 市区町村（4.6%）、療育手帳所持率 0%は 315 市区町村（46.3%）、100%は 29 市区町村（4.3%）であった。調査不能世帯を減らす対策、調査対象者を適正に抽出する方法の検討が必要と考えられる。

A. 背景と研究目的

本研究では、「生活のしづらさ等に関する調査（厚生労働省）」の配布・回収状況データについて、23 年調査結果と 28 年調査結

果とを比較した。23 年調査は、それまでの全国身体障害者実態調査と全国的障害者基礎調査を合体し、さらに、対象に精神障害者、障害者手帳を持たない発達障害者、

高次脳機能障害者、難病患者などを加え、障害者基本法による障害の概念に基づいた対象さを想定して設計された。調査の名称および調査方法を変更し、調査対象が拡大されたことにより、実施主体となった自治体での混乱が予想されたことから、2回の調査において調査目的にかなった調査票の配布と回収が行われたかを知ることを本研究の目的とした。

## B. 研究方法

厚生労働省担当部局より、23年調査および28年調査を実施した都道府県・政令指定都市・中核都市から提出された調査票の配布・回収に関するデータを表計算ソフトエクセル(Microsoft)のデータ形式で提供を受けた。また、28年調査については、市区町村から提出された調査票の配布状況データを紙媒体で入手し、表計算ソフトエクセル(Microsoft)のデータ形式に入力した。データは、エクセルおよびSPSSで解析した。調査地区数は23年4,500、28年調査2,400であった。調査地区は、国勢調査と同じ調査地区から無作為に選択され、一調査地区当たり約50世帯から構成された。

調査対象自治体数を表1に示した。23年調査では、東日本大震災で被災した県・政令指定都市・中核都市(岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市)は含まれていなかった。

また、政令指定都市1例の担当職員に、調査票の配布の実際の状況について、メールによる調査を行った。

表1 調査自治体数

	23年調査	28年調査
県	44	47
政令指定都市	19	20
中核市	41	47
市区町村	-	723

提供された調査項目を表2に示した。市区町村による配布データでは、このうち(8)調査票回収部数はなかった。

### (倫理面への配慮)

本研究は、公開された統計および調査に関する文献の記載を対象とし、個人情報扱わない。

表2 調査票配布・回収データの項目

世帯数	(1)の うち調 査不能 世帯数	世帯 員数	調査 対象 者数	(4)の うち身 体障害 者手帳 所有者 数	(4)の うち療 育手帳 所有者 数	配布 部数	調査 票回 収部 数
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)

(8)は県・政令市・中核市のみ

## C. 研究結果と考察

(1) 県・政令指定都市・中核都市および市区町村の配布・回収状況の概要(表3)

表3に、回収率、調査対象者率(表1の(2)/(1))、調査対象者率((4)/(3))、身体障害者手帳所有者率((5)/(4))、療育手帳所有者率((6)/(4))、身体障害者手帳と療育手帳所有者の比率((5)+(6))/(4))を、23年調査の県・政令指定都市・中核市、28年調査の県・政令指定都市・中核市、28年調査の市区町村について示した。

ただし、回収率は県・政令指定都市・中核市のみにして示した。

表3 調査票の配布・回収状況

	23年調査 県・政令市・ 中核市	28年調査 県・政令市・ 中核市	28年調査 市町村
	平均値 (幅)	平均値 (幅)	平均値 (幅)
回収率	68.1 (6.1-100.0)	57.0 (19.6-88.0)	-
調査不能世帯率	24.0 (2)/(1) (0.0-64.6)	31.6 (1.3-79.9)	28.0 (0.0-97.5)
調査対象者率	5.7 (4)/(3) (0.1-12.1)	6.1 (1.4-16.5)	6.2 (0.0-50.0)
身体障害者手帳 所持者率	45.1 (21.3-92.9)	44.4 (17.9-75.1)	44.8 (0.0-100.0)
療育手帳所持者 率(6)/(4)	6.7 (0.0-15.5)	9.0 (0.0-31.8)	9.1 (0.0-100.0)
身体+療育手帳 所持者率	51.8 (0.0-101.2)	53.4 (17.9-96.7)	54.0 (0.0-116.9)
	((5)+(6))/(4)		

## (2) 回収率と調査対象者率

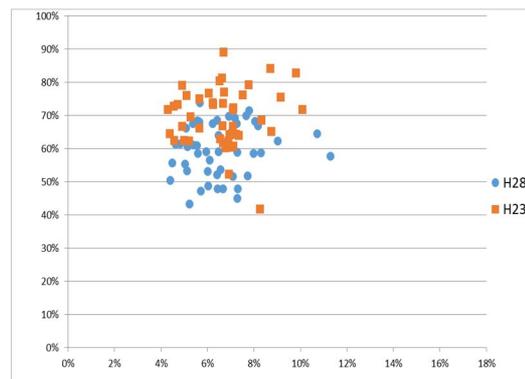
図1と2に、調査票回収率と調査対象者率(配布数/調査地区世帯員数)の関係を示した。回収率は、県単位でも政令指定都市・中核都市単位でも、28年調査では23年調査に比べて全体的に低下した。調査地区の人口に対する調査対象者数(調査票配布数)は、政令指定都市・中核都市単位では、28年調査では23年調査に比べて全体的に増加した。

## (3) 調査不能世帯率

県・政令指定都市・中核都市の調査不能世帯率について、28年調査で23年調査と比べて2割以内の増減であった自治体

は28(28.3%)、2割以上の増加は55自治体(55.6%)、2割以上の減少は16自治体(16.2%)であった。

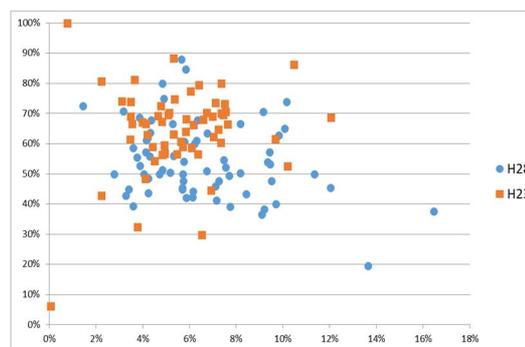
回収率



調査対象者率

図1 都道府県の回収率と調査対象者率の変化 (H23調査とH28調査)

回収率



調査対象者率

図2 政令指定都市・中核都市の回収率と調査対象者率の変化 (H23調査とH28調査)

政令指定都市の担当者への調査では、調査不能世帯の理由は「不在」「オートロックで一棟全体が立ち入りできないマンション」と回答された。今後も都市化により調査不能世帯が増加することが懸念される。

28年調査では、調査不能世帯率0%は82市区町村(12.1%)であった一方、80%以上も少数ながら5市区町村(0.5%)あった。

調査不能世帯率 70%以上は 21 市区町村 (3.1%)で、そのうち東京都内は 10 市区であった。

#### (4) 回収率

県・政令指定都市・中核都市の回収率について、28年調査で23年調査と比べて2割以内の増減であったのは39自治体(38.2%)、2割以上の増加は5自治体(0.59%)、2割以上の減少は57自治体(55.9%)であった。年とは調査方法が異なり、他の自治体との比較はできない。

#### (5) 身体障害者手帳所持者数/配布数

23年調査と28年調査では、配布数に対する身体障害者手帳所持者の割合は、ほぼ同じで45%程度であった。

しかし、自治体間には差があり、配布時の確認では身体障害者手帳所持者の割合が70%以上の県・政令指定都市・中核都市は、平成23年6自治体、平成28年2自治体であった。

28年調査における市区町村の結果では、身体障害者率は0%34市区町村(5%)、30%未満168市区町村(24.7%)、70%以上136市区町村(19.1%)、100%は31市区町村(4.6%)であった。

身体障害者率0%であった34市区町村の世帯員数は37~317名、対象者数は1~25名であった。調査地区は約50世帯から構成されるため、多様な「生活のしづらさ」を1地区から抽出できない、逆に言うと、地域における多様な「生活のしづらさ」の分布は、小さな調査地区の累積では把握できないことが示唆された。

身体障害者率 100%の場合も同様と推測される。

#### (7) 療育手帳所持者数/配布数

調査票配布数に対する療育手帳所持者の割合は、23年調査では6.7%であったが、28年調査では9%に増加した。

療育手帳所持者でも、身体障害者手帳所持者と同様に、自治体間には差があり、療育手帳所持者率0%の自治体は、県・政令指定都市・中核都市では、23年調査では1自治体、28年調査は3自治体であった。市町村では、療育手帳所持者率0%は315自治体(46.3%)、5%未満は345(50.7%)、15%未満は522(76.8%)であった。逆に100%は1自治体、43%以上は20自治体(4.3%)であった。100%だった自治体では調査対象者数が1であった。

療育手帳所持者数は62.2万人と推計され、全人口の0.5%程度に相当するため、療育手帳所持者が0%である調査地区があっても不自然ではない。一方、訪問調査に対して知的障害があることを開示できなかった可能性も否定できず、自治体ごとの療育手帳所持者と値が一致するかを確認することは必要であると考えられる。

#### D. 結論

特に都市部における調査不能世帯率を減らし、回収率を上げるために調査方法の検討が必要と考えられた。

調査地区の世帯数は50であることから、発生頻度の少ない多様な障害者を一つの調査地区から得ることは困難なことが示唆された。